

行財政構造改革・実行計画 平成20年度進行管理票 (平成20年4月現在)

Plan! 行財政構造改革・実行計画		
No.	改革項目(名称)	担当課
59	市営駐車場運営事業の見直し	土木事務所 (管理担当) 内線 758
実施内容		
東駐車場の利用促進のため、料金体系を見直す。また、東西駐車場において指定管理者制度※を活用する。		
位置づけ	大綱	基本目標4 行政運営システムの改革の推進
	実行計画	4-(2) 民間活力の導入など

■特記事項(実施内容の変化など)

特になし。

※指定管理者制度とは
平成15年9月の地方自治法の改正によりできた新しい制度で、それまで公社や町内会、農協、社会福祉協議会などの公共的団体等に限られていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることができるようになった。

■進行スケジュール

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
当初計画スケジュール	○	●	→	→	→					
H19改訂スケジュール	○	●	→	→	→	→	→	→	→	→

【凡例】

- 実施
 - ①当初の改革内容の全体を実施した段階
 - ②改革による新たな制度やサービスが本格稼働する段階)
- ▲ 一部実施
 - ①当初の改革内容の一部を実施した段階
 - ②委員会設置や条例制定など実施に向けた具体的な取組みに着手した段階)
- 調査検討：内部的な調査・検討
- 継続：前年度の段階を継続しながら、さらに充実を図る)
- 取組停止
当初の実施内容と異なる方向に推移し、現行項目に適合しなくなったもの)

Plan! 改革の取組み予定		
年度		マーク
▼平成19年度における取組み予定		
17	・指定管理者制度導入に向けた駐車場条例の改正 ・指定管理者の公募・選定・協定の締結	○
18	・利用料金制による指定管理者による管理の実施 ・新たな料金体系の検討	●
19	・利用料金制による指定管理者による管理の実施 ・新たな料金体系の検討及び実施	↓
20	・利用料金制による指定管理者による管理の実施 ・新たな料金体系の検討及び実施	↓
21	・利用料金制による指定管理者による管理の実施 ・新たな料金体系の検討及び実施	↓
22		
23		
24		
25		
26		

Do! 改革の取組み		
年度		マーク
▼平成19年度までの取組み結果		
17	・指定管理者導入に向けた駐車場条例の改正(H17・3定) ・募集要項・仕様書等により指定管理者の公募(H17.10.28~11.28) ・選定委員会による指定管理者候補者の決定(H17.12.2) ・平成17年第4回定例会において指定管理者の指定を議決 ・指定管理者と協定の締結(H18.3.28)	▲
18	・平成18年4月1日より指定管理者による管理の開始	●
19	・指定管理者による管理(利用料金制)の実施 ・新たな料金体系の検討及び実施	↓
▼評価・改善を踏まえた取組み予定(plan!)		
20	・指定管理者による管理(利用料金制)の実施 ・新たな料金体系の検討及び実施	↓
21	・指定管理者による管理(利用料金制)の実施 ・新たな料金体系の検討及び実施	↓
22	同上	↓
23	同上	↓
24	同上	↓
25	同上	↓
26	同上	↓

Check! 19年度の取組みへの評価	
指定管理者制度の導入により人件費の削減が図られた。また、新たな料金体系を導入し、利用者の利便が図られた。	
Action! 評価を踏まえ改善する内容	
今後とも指定管理者制度を継続し人件費を抑えるとともに、利用状況等に応じた料金体系の見直しを図る。	